

平成30年度 幌延町奨学生募集について

幌延町教育委員会では、平成30年度に公立高校・専修学校の専門課程（専門学校）および短大・大学（大学院）へ進学される方を対象に奨学生を募集します。

学資の貸付けを希望される方は、通学校の学校長と相談の上、教育委員会へお申し込みください。

☆募集期間 平成30年2月1日から平成30年3月31日まで

上記募集期間外であっても追加で受け付けていますので、教育委員会 総務学校グループまでご相談ください。

☆貸付額 月額5万円以内

☆貸付資格 申請日現在において幌延町民または幌延町民の子弟であり、幌延町立の中学校から進学する予定または進学した生徒であること。

☆償還方法 奨学資金は、貸付期間終了の日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後20年以内において町長の定めるところにより償還するものとする。

※所定の学校または教育機関を卒業後、3年以内に幌延町内へ移住して住民票を有し続け、かつ、町内の各種の業務に従事している期間が、貸付期間の2倍（10年を限度とする。）を超えることとなったときは、貸付金の2分の1を免除することができる。ただし、勤務先が町外であっても同様の扱いとする。

☆提出書類 1. 奨学資金貸付申請書 2. 学校長の推薦書または成績証明書 3. 身上申告書
4. 申請者の住民票抄本 5. 健康診断書

※1～3の用紙については、教育委員会 総務学校グループに備えてあります。

お問い合わせ先：教育委員会 総務学校グループ 電話：5-1117 告知端末機：5-8817

子ども医療費助成制度改正のお知らせ

子ども医療費助成制度は、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進や子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、原則18歳までのお子さまの医療費を助成する制度です。

改正のポイント

平成30年4月診療分から、長期入院等で休学した場合など、何らかの理由により、18歳を超えて高校等に在学している場合でも、最大20歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象となるよう拡大しました。

助成対象者

幌延町に住民登録がある0歳から18歳までのお子さま（原則、18歳誕生日以後の最初の3月31日まで。ただし、長期入院などで休学し引き続き高校等に在学している場合は、最大2年間延長されます。）

※町外から転入された場合は、転入の日から対象となります。

※自立した生活を営まれている場合は対象外となります。

受給資格の手続き

助成を受けるには受給資格登録が必要ですので、役場住民生活課窓口で手続きをしてください。

<登録の際に必要な書類等>

・印鑑、お子さまの健康保険証・個人番号の確認が取れるもの・保護者名義の金融機関の通帳（振込口座となるもの）

※健康保険や振込口座、住所などに変更があった場合は、変更届の提出が必要です。

※高校生のお子さまの申請を行う場合、在学証明書の添付が必要となります。

※18歳を超えて高校へ在学しているお子さまの申請については、療養等により入学の遅延・休学したことを証明する書類、もしくは「子ども医療費受給資格特例認定申請書」の添付が必要となります。

○詳細につきましては、町ホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先：住民生活課 税務保険グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812